

別添1 現地写真の撮影に関する遵守事項（「4.3 現地の写真撮影」関係）

(1) 「着工前の現地写真」について（新築の住宅）

採択通知の時点で着工していないことの確認として、現地写真（以下「着工前の現地写真」という。）により交付申請時に確認します。次の事項を遵守してください。

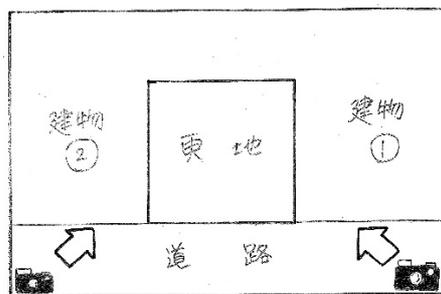
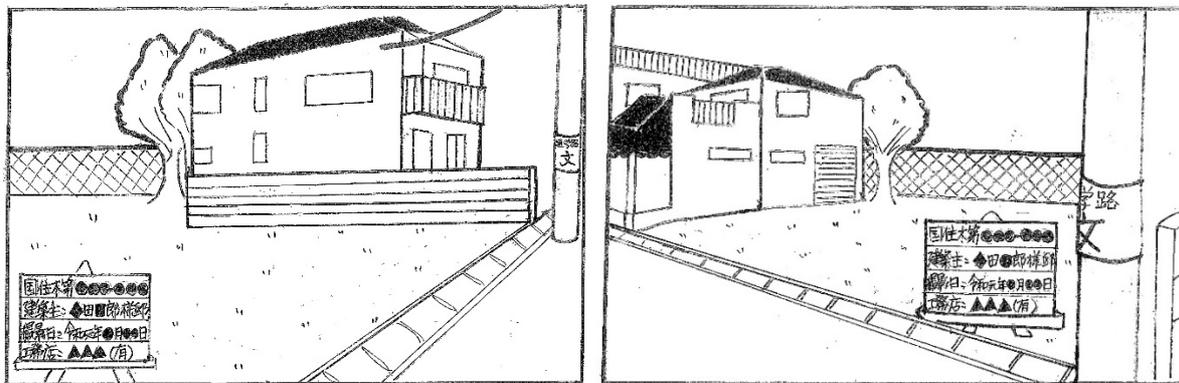
- ① 採択通知日以降に撮影すること（看板に「国住木59※」「建築主名または物件名」「撮影日」を記載）

※計画変更にて追加で登録した施工事業者については、「国住木59」に替えて、計画変更の手続きごとに指定する専用の記号になります。専用の記号は計画変更追加日に実施支援室よりお知らせします。

- ② 前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ着工前の敷地全景写真とし、異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影すること
- ③ 敷地全景を遮る車、ブロック塀、広告看板等の支障物が写り込まない位置から撮影すること
- ④ 着工前であれば、やり方、地縄張りの状況でも結構です。
- ⑤ 交付申請前の撮影時に“積雪が多い”“宅地の造成中”等の理由で、着工していないことが写真により確認できない場合は、「4.3 現地の写真撮影」に基づき撮影された着工前の現地写真を交付申請時に提出してください。この場合、着工前に「着工前の現地写真」を撮影し、完了実績報告時に提出してください。

※既存建物の解体前に「着工前の現地写真」を撮影した場合は、解体後の再撮影は不要ですが、解体前の写真は前面道路及び周辺の建物等を写し込んだものとしてください。

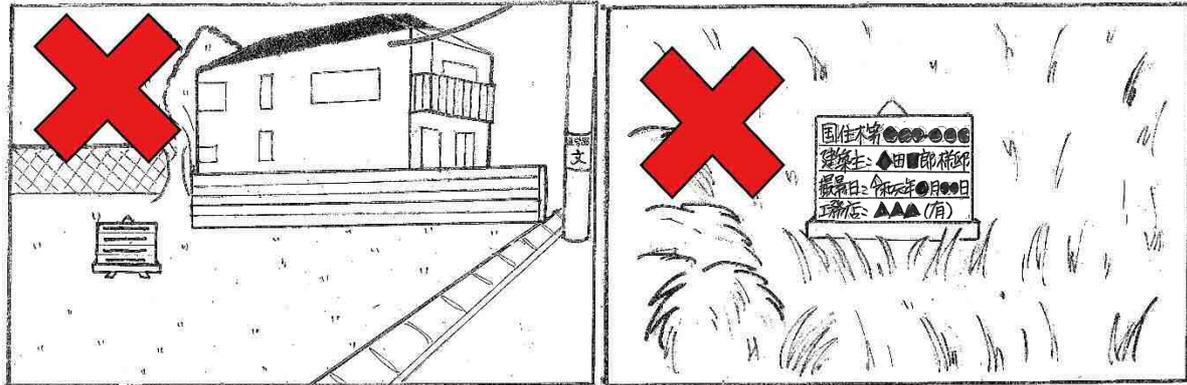
<良い撮影例>



撮影場所

異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影してください。

<悪い撮影例>



遠くて看板が読めない現地写真は申請書類として受理できません。看板は明瞭に撮影してください。

周辺建物を写し込んでいない、敷地全景が確認できない現地写真は申請書類として受理できません。

(3) 「着工直後の現地写真」について (新築の売買契約による住宅)

着工直後^{*}の現地写真を完了実績報告時に確認します。次の事項を遵守してください。

※着工直後とは…着工(根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点)日を含め原則3日以内(最終は令和5年3月31日)とし、年度内に着工していることが確認できるものとします。

- ①必ず看板を写し込むこととし、看板には「建築主名または物件名」、「撮影日」を明記すること。
- ②交付申請時に現地写真を提出した場合は、“着工前の現地写真”と同じ位置の2箇所から撮影するものとし、前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ敷地全景を撮影すること

(4) 「ゼロ・エネルギー住宅型の要件に係わる部分の現地写真」について

断熱仕様及び設備、ならびに外皮計算及び一次エネルギー消費量計算の対象物について完了実績報告時に確認します。必ず看板を写し込むこととし、看板には「建築主名または物件名」、「撮影日」を明記すること。

(5) 「工事完了後の現地写真」について (全ての住宅)

工事完成後の現地写真を完了実績報告時に確認します。次の事項を遵守してください。

- ①必ず看板を写し込むこととし、看板には「建築主名または物件名」、「撮影日」を明記すること。
- ②工事完了後に撮影すること
- ③「外観写真」を撮影すること
外観写真・・・交付申請時に現地写真を提出した場合は“着工前の現地写真”と同じ位置から、新築の売買契約は“着工直後の現地写真”と同じ位置から、住宅の全景がわかるよう撮影するものとし、前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ住宅の全景を撮影すること

(6) 「地域住文化加算の現地写真」について (地域住文化加算を受ける住宅)

グループの共通ルールで定める要素の設置状況の現地写真を完了実績報告時に確認します。次の事項を遵守してください。

- ①必ず看板を写し込むこととし、看板には「建築主名または物件名」、「撮影日」を明記すること。
- ②原則、工事完了後に撮影すること。(完了後では撮影できない要素を選択する場合は、工

事中等に撮影すること)

- ③共通ルールで定める要素のうち、3つ以上の要素について撮影すること。
- ④対象住宅で設置されていることが確認できるよう周囲の状況も写し込むこと。